

分譲マンションの管理適正化で連携 (一社)大阪府マンション管理士会と協定締結

市は、3月31日に一般社団法人大阪府マンション管理士会と連携協定を締結した。同法人は国家資格であるマンション管理士の資格を持ち管理組合の運営やマンションの管理に関する幅広い知識を有する専門家で構成される団体。市は令和4年度の実態調査により10件の管理不適正マンションの存在を把握しており、本協定により管理の適正化を目指す。

管理不適正マンションは問題が深刻化すると管理運営が立ち行かなくなり、周辺の住環境に悪影響を及ぼす恐れがある。市の担当者は「市内には築40年を超える分譲マンションが多く、将来的には急速な増加も見込まれており、適正に管理するための支援が必要。連携により管理組合へ相談員の派遣などを行い、予防保全の対策を進めていきたい」と話す。

★連携して取り組む内容

- ・マンション管理に関する個別相談会への相談員の派遣
市が会場準備、予約の受付を行い、管理士会が相談員として管理士を派遣する。相談会は、令和7年5月より月1回の定期開催とする。
- ・管理不適正マンションへのアドバイザー派遣(プッシュ型)
市が支援を打診した管理不適正マンションから派遣の依頼を受け、管理士会がアドバイザーとして管理士を派遣する。

★管理不適正マンションとは

長期修繕計画を作成していないなど、適正な管理を行うための体制や計画が整っていないマンション。

★一般社団法人 大阪府マンション管理士会とは

府内に本拠地を持つマンション管理士が、(一社)日本マンション管理士会連合会の登録マンション管理士として活動するために設立した一般社団法人。過去の事例や現行の法律制度、法律改正への対応方法等、幅広い知識でマンション管理に関するサポートを行う。令和7年1月20日には本市に支部を設立したほか、府内には豊中、高槻、摂津・茨木に支部を有する。

<お問い合わせ>

都市整備部 住宅まちづくり課 ☎: 072-841-1478 FAX: 072-841-5101